



## **【提出上の注意】**

この申請書は、訓練計画開始の日の前日から起算して1ヶ月前までに、事前に作成した職業訓練計画（全体）（様式第2-2号）、職業訓練計画（訓練コース）（様式第2-3号）、雇用保険適用事業所設置届（写）とともに、事業所の所在地を管轄する労働局長に提出してください。なお、当該労働局長が指揮監督する安定所長を経由して提出することもできます。

また、申請に当たっては、登記事項証明書、会社案内、定款等の重点分野等に該当する事業を行っていることを証明する書類を添付してください。なお、重点分野等一覧表の分類番号3に該当する場合は、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築していることを証明する書類を、分類番号4-1に該当する場合は、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造していることを証明する書類を、分類番号4-2に該当する場合は、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との受注契約締結等、取引関係があることを証明する書類（例えば契約書等）を、分類番号8に該当する場合は、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っていることを証明する書類をそれぞれ添付してください。

## **【申請にあたっての留意点】**

- 1 本奨励金の支給については、支給対象訓練を受けた労働者1人につき1コースあたり20万円を上限とします。
- 2 一の事業所に対する一の年度（支給申請日を基準として4月1日から翌年3月31日までをいう。）の助成金の支給額の合計が、500万円を超えるときは、500万円を限度とします。
- 3 管轄労働局長は、奨励金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、奨励金の支給を行いません。
- 4 奨励金の支給申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、当該奨励金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 5 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。

## **【記入上の注意】**

- 1 「※決裁欄」には記入しないでください。
- 2 各欄ともこの申請書提出日における現況を記入してください。
- 3 ④欄は、重点分野等一覧表の分類番号を記入してください。
- 4 ⑤欄は、重点分野等の事業内容を具体的に記入してください。
- 5 ⑥欄は、事業所で選任している職業能力開発推進者について記入してください。
- 6 ⑦欄は、職業訓練計画（訓練コース）（様式2-3号）で算出した支給見込額を記入してください。
- 7 ⑧欄は、今回申請する職業訓練計画期間を記入してください。なお、職業訓練計画期間は原則1年ですが、支給対象訓練に必要な時間数が確保される場合は、計画期間を6ヵ月以上とすることができますので管轄労働局又は安定所にご相談ください。
- 8 ⑨欄は、本奨励金の支給対象経費に対して、本奨励金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙（様式任意）にまとめてください。
- 9 ⑩欄は、本奨励金受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6か月前の日から受給資格認定申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 10 ⑪欄は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行っている事業主に該当するか否かについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 11 ⑫欄は暴力団関係事業主等に該当するか否かについて、該当箇所に「○」をつけてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 12 ⑬欄の申請に関する担当者は、本奨励金の申請に関して、管轄労働局等との質疑応答が可能な方を記入してください。

## **【不支給要件】**

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、奨励金の支給を行いません。

- 1 奨励金の支給に係る事業所において、受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をした事業主。
- 2 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主。

- 3 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主。
- 4 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主。
- 5 奨励金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号又は第2号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主。
- 6 暴力団関係事業主等（以下の（1）又は（2）に該当する者をいう。）
  - （1）暴力団が実質的に経営を支配する事業主等  
事業主等又は事業主等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - （2）暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等
    - a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等
    - b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主等
    - c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等
    - d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等
- 7 支給申請日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）